



災害時発動型 予約保証

そなえ



BCP(事業継続計画)を策定している中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とし、将来の災害に対する事前の備えとして保証の予約を行う商品です。

事前の予約を行っておくことで、災害が発生した場合には事業継続に必要な資金を迅速に調達することができます。

 より多くの皆さまにご利用いただけるよう
本商品の対象となるBCPを拡充しました。

平成29年11月

兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCPを追加。

平成30年8月

「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCPを追加。



「安心」への お手伝い。

BCP策定と保証の予約で 万が一に備える

ご利用の流れ

BCP策定



予約申込・審査



予約決定 予約期間1年間(更新可能)



災害などが発生



保証申込・審査



保証承諾・融資実行

●BCP(事業継続計画)とは


企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいいます。



兵庫県信用保証協会

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

災害時発動型予約保証「そなえ」の概要

対象となる方	<p>次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している中小企業・小規模事業者</p> <p>①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針*」のうち、入門コースを除いた基本・中級・上級コースのいずれかに準じたBCP ※同指針の詳細につきましては、 中小企業庁ホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/)をご確認ください</p> <p>②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP</p> <p>③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)*に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP ※同ガイドラインの詳細等につきましては、内閣官房のホームページ(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html)をご確認ください</p>	 <p>レジリエンス認証</p>
資金使途	災害発生後における事業継続等のために必要な運転資金、設備資金	
予約限度額	2億8,000万円(組合の場合は4億8,000万円)	
予約期間	<p>予約決定日から1年間</p> <p>※更新する場合には、再度予約申込が必要となります。</p>	
信用保証料	<p>事前予約時：無料</p> <p>本申込時：利用する保証に応じた保証料率を適用(0.45～2.20%)</p>	
担保	必要に応じて提供していただきます。	
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です。	
予約申込方法	<p>金融機関経由または当協会への直接申込</p> <p>※ただし、当協会への直接申込は、「対象となる方」の②に限ります。</p>	

※予約申込・保証申込ともに審査があります。審査結果によっては、ご希望に沿えない場合もありますのでご了承ください。

※上表は概要ですので、詳細につきましては、各事務所、支所までお問い合わせください。

■ お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路事務所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡